

お子さんの就学について

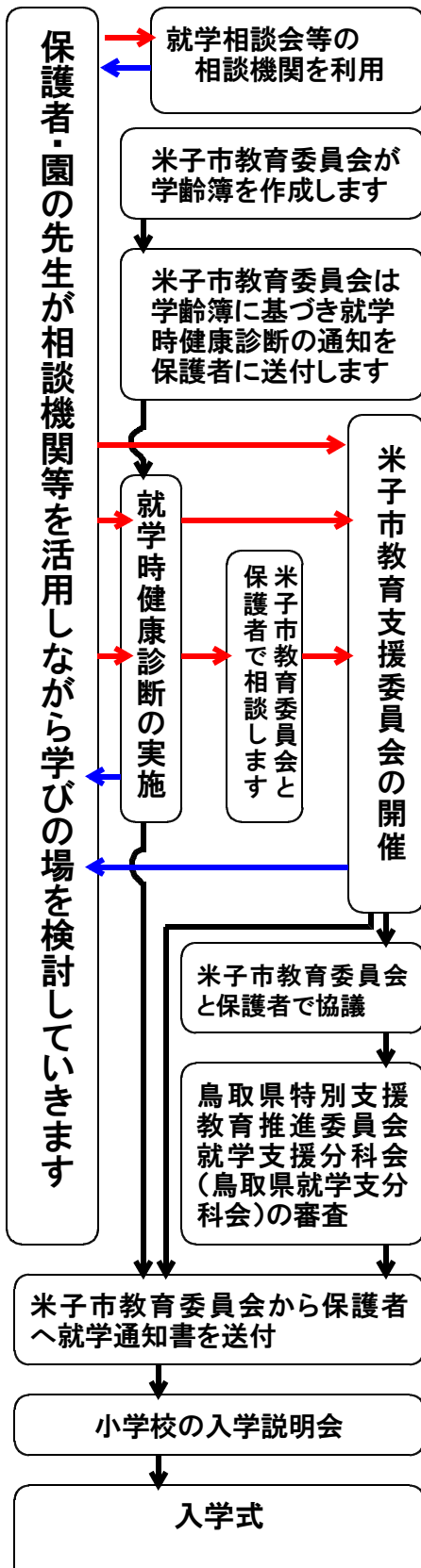
米子市教育委員会

次年度からお子さんが小学校等へ就学（入学）し、義務教育が始まる保護者の方へ、米子市における就学についてご案内いたします。わからないことや疑問な点、詳細につきましては米子市教育委員会事務局学校教育課までお問い合わせください。



1 主な就学の流れ

■ 来年度4月の就学までの主な就学に関する手続きについてご案内いたします。



・ 就学先に関する情報を得るためにオープンスクール・学校見学・体験入学・教育相談を活用してください。相談先については、裏面に載せていますのでご覧ください。

・ 学齢簿の作成は法律に基づき10月1日に行います。

・ 通知は10月中旬に各家庭に郵送されます。
 ・ 原則として学齢簿の住所地が校区となっている小学校で健康診断を受けることになります。
 ・ 転居や校区外通学の予定があり、住所地の小学校に就学を考慮おられない場合には学校教育課までお知らせ下さい。

・ 各小学校を会場に10月中旬から11月下旬にかけて健康診断が行われます。健康診断では身体測定、内科・歯科検診等の検査と面接が行われます。

・ 米子市教育支援委員会は、お子さんの学びの場や支援について審議します。学識経験を有する者、医師、特別支援教育を担当している学校関係者、行政関係者で構成され、年4回(園からの就学については12月までに2回)開催します。
 ・ 審議は在園しておられる保育園・幼稚園・認定こども園での様子や医師の診断書、保護者の意見書等の資料をもとに協議し、就学先について総合的判断のための審議をします。

・ また、健康診断の中で特別な支援を必要とする可能性がある判断したお子さんについて、米子市教育委員会から就学先について協議していくことを相談する場合があります。

・ 米子市教育支援委員会の審議結果を保護者にお知らせします。また、必要に応じて就学する学校や学級について米子市教育委員会と保護者とで協議する場合があります。

・ 協議の結果により特別支援学校へ就学を希望される場合には12月中旬と1月中旬に開催される鳥取県就学支援分科会のどちらかで審議を受ける必要があります。
 ・ 鳥取県就学支援分科会で特別支援学校が適切であるとの判断結果が出た場合には、鳥取県教育委員会から特別支援学校への就学通知書が送付されます。

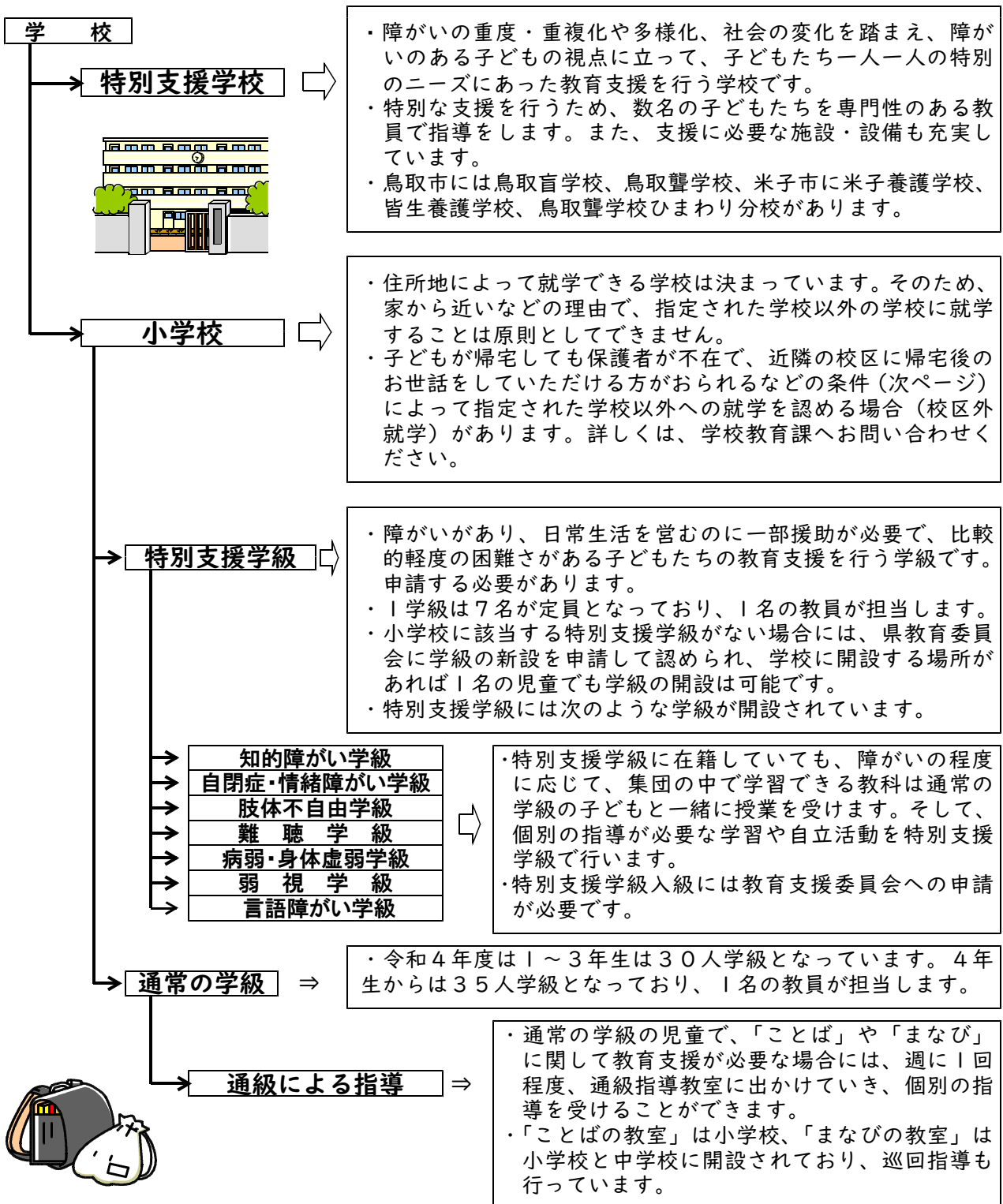
・ 米子市教育委員会から就学先の学校を明記した就学通知書を郵送します。この通知書によって正式に就学先が決定します。

・ 1月下旬から2月中旬にかけてそれぞれの小学校で入学説明会が開催されます。

お子さんに特別な支援が必要な場合には、発達段階に即した適切な支援を行うことで、その後の成長が変わってきます。お子さんにとってどのような支援が必要なのか、どこへ就学させたらいいのか、教育支援委員会に申請する必要があるのかといった相談は学校教育課で随時受け付けております。気になることや心配な点がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

2 就学先の学校や学級について

■就学先の学校や学級は次のとおりです。支援が必要な子どもには、学校や学級にとらわれず、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」が行われています。



特別支援学級に在籍していても、個別の場での教育支援の必要性が無くなれば、協議の上、通常の学級に変更することは可能です。逆に、通常の学級に在籍していても個別の場での教育支援が必要であるという教育支援委員会への申請を経て、特別支援学級へ変更することも可能です。
ただし、どちらの場合も、年度途中には変更できません。

☆入学後、こんな様子が見られたら☆

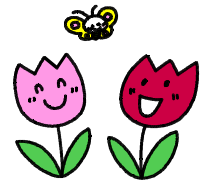
■文部科学省の調査によると、通常の学級の子どもの約6.5%は何らかの課題があり、特別な支援を行う必要があると報告されています。

- ・手足をそわそわ動かしたり、絶えずしゃべったりしている。
- ・集中することができにくく、ぼんやりしている。
- ・周囲の刺激にすぐ反応し、注意が散漫になる。
- ・整理整頓が苦手で、いつも周りが散らかっている。
- ・ルールや順番が守れない。
- ・みんなと一緒に動かせない。
- ・友だちとの関係づくりが苦手。
- ・新しい場面や刺激の多い環境になるとどうしていいかわからなくなる。
- ・思っていることをうまく話せない。
- ・はさみが上手に使えない。定規でうまく線が引けない。
- ・興味のあることには知識が豊富なのに、数や言葉の理解がなかなか進まない。



いつかできるようになるというのではなく、お子さんのつまずきや困難さに周りが気づき、できるだけ早く、お子さんの特性に合った支援や有効な指導を行うことが大切です。

※学校教育課、もしくは小学校でも相談を受けておりますのでご利用ください。



☆お知らせ☆

☆米子市教育委員会では、「就学相談会」を年間6回開催しています。お子さんの育ちやまなびの点で気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

⇒TEL: 23-5432

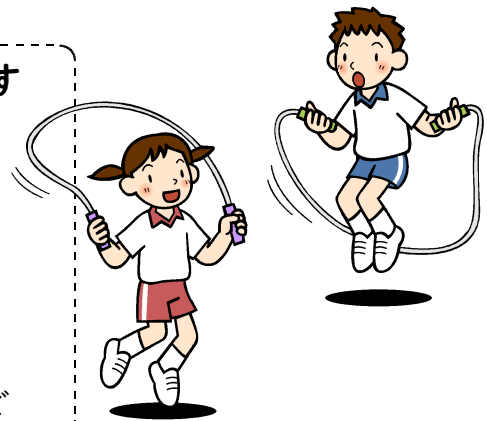
☆就学援助制度を設けています。

米子市では、経済的理由でお子さんの就学でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を助成する制度を設けています。手続きについては学校から配布される案内文書をご覧ください。

☆校区外就学は、次のようなときに許可しています

- 留守家庭（鍵っ子）の場合
（なかよし学級は利用できません）
- 住所移転の予定地にある学校に就学する場合
- 自治会活動が同一の場合
- 身体的理由による場合
- 学年途中で転居された場合
- 兄弟と同じ学校に通学する場合
（同時に通学する場合に限ります）

…など



■就学に関するお問い合わせ、ご相談はこちらまで



米子市教育委員会事務局学校教育課（ふれあいの里1階）

校区について → 学務担当
就学について → 指導担当

米子市錦町1丁目139-3

TEL : 23-5432

FAX : 23-5413

E-mail: gakkyo@city.yonago.lg.jp